

学校施設を使用されるみなさんへ

岡山市教育委員会

学校施設開放事業は、普段は児童・生徒が学ぶ場である学校の体育館やグラウンドや特別教室を、放課後や休日に地域住民へ開放することで、地域のスポーツ・文化活動を支える取り組みであり、「学校運営に支障のない範囲」で行われるものです。

使用にあたっては、要件等がありますので、必ず本書を確認のうえ手続きを行ってください。ただし、他の使用団体の使用状況等によっては必ずしも希望どおりの使用が可能になるとは限りません。

【使用上の注意】

1 マナーを守った適切な使用をお願いします。

子ども達のためにも管理や後始末を適切にしていただきますようお願いします。違反やマナーが守られていない等の場合は、今後の使用をお断りすることがあります。

2 使用時間を守り、許可された施設以外には立ち入らないでください。

開放時間外に校内に立ち入る場合は必ず学校に連絡してください。

自動車の乗り入れについては各学校の指定場所へ駐車してください。

3 学校敷地内は全面禁煙です。

学校敷地内での喫煙は厳禁です。市民や地域住民の方々より、学校開放における喫煙マナーに対する苦情を多く受け付けています。

学校敷地外におかれましても喫煙マナーを守っていただきますようお願いします。

4 警報が発令されている場合、施設の使用はできません。

警報が発令され災害発生のおそれがある場合や、避難所に使用される可能性がある場合は、使用許可を受けていても施設を使用できないことがあります。

暴風警報、大雪警報、各特別警報が発令されている場合、施設の使用はできません。

5 使用者は、事故、火災、感染症の拡大等の防止に努めてください。

体育館・教室の使用後は、特に施錠と火の気を再確認してください。

電気・水道の使用は節約に努めてください。

6 熱中症予防に配慮してください。

熱中症警戒アラートが発令された場合には、指導者等の判断により、活動の中止を含めた適切な対応が必要です。以下の情報サイトを活用して適切に判断し、活動中は水分補給など熱中症事故予防に十分配慮してください。

熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>



7 体育館内の飲食はお茶・スポーツ飲料を除き原則禁止です。

やむを得ず飲食する必要がある場合、事前に学校をとおして担当課へご相談ください。

運動場内での飲食は可能です。ゴミは使用者が各自、責任をもって持ち帰ってください。

8 体育館では、専用シューズを持参し使用してください。

体育館・教室の履物は特に留意し、外履きでの出入りをしないでください。

9 施設・設備の使用後は、必ず使用前の状態にし、清掃と整頓をしてください。

校舎壁・フェンス等に向けて投球やバッティングをしたり、体育館内壁にボール等を投げつけたり、樹木・花壇・校具を破損することのないように注意してください。

近隣の民家等を含め、施設や器具が破損・紛失した場合は、すみやかに運営委員会等に報告してください。現状復旧をお願いします。

10 使用者は、A E D 保管場所の確認をして緊急時に使用できるようにしてください。

11 その他学校・教育委員会からの注意事項を守ってください。